

青森県報

号外第五十一号

平成二十七年
五月二十七日
(水曜日)

目次

規 則

- 青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則… (環境保全課) … 一
- 青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則… (自然保護課) … 一
- 青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則… (同) … 一
- 青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則… (同) … 二

訓 令

- 鳥獣保護員に関する規程の一部を改正する訓令… (自然保護課) … 一〇

告 示

- 鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指
定の一部改正… (自然保護課) … 二

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号水中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第九号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第十八号の十二及び第二十八号の五中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八号の五の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を殺傷すること。

二十八号の五の三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十五条第二十八号の六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法

律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」を「青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」に改める。

第二条第三十四号中「第二十三号様式」を「第二十八号様式」に改め、同号を同条第四十五号とし、同条第三十三号中「第二十二号様式」を「第二十七号様式」に改め、同号を同条第四十四号とし、同条第三十二号中「第二十一号様式」を「第二十六号様式」に改め、同号を同条第四十三号とし、同条第三十一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「第二十号様式」を「第二十五号様式」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条第三十号中「第十九号様式」を「第二十四号様式」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条第二十九号中「第十八号様式」を「第二十三号様式」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第二十八号を同条第三十九号とし、同条第二十七号中「第十三号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第二十六号中「第十七号様式」を「第二十二号様式」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第二十五号中「第十六号様式」を「第二十一号様式」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第二十四号中「第十五号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第二十三号中「第十四号様式」を「第十九号様式」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第二十二号を同条第三十三号とし、同条第二十一号中「第十三号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十号中「第十二号様式」を「第十七号様式」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第十九号中「第十一号様式」を「第十六号様式」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第十八号中「第十号様式」を「第十四号様式」に改め、同号を同条第二十九号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十六 省令第四十六条の二第一項の規定による麻醉銃猟許可申請書 第十五号様式

二十七 省令第四十六条の二第四項の規定による麻醉銃猟許可証再交付申請書 第三号様式

三 号様式

二十八 省令第四十六条の二第五項の規定による住所等変更届出書 第四号様式

二十九 省令第四十六条の二第六項の規定による麻醉銃猟許可証亡失届出書 第五号様式

第二十一条第十七号中「第九号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十四号から第十六号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第八号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十号から第十二号までを七号ずつ繰り下げ、同条第九号中「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第八号中「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第七号の次に次の七号を加える。

八 法第十八条の三第一項の規定による鳥獣捕獲等事業認定申請書 第六号様式

九 省令第十九条の九第四項の規定による認定証再交付申請書 第三号様式

十 省令第十九条の九第五項の規定による認定証亡失届出書 第五号様式

十一 法第十八条の七第一項において準用する法第十八条の三第一項の規定による

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書 第七号様式

十二 省令第十九条の十二第一項の規定による鳥獣捕獲等事業軽微事項変更届出書

第八号様式

十三 法第十八条の七第四項の規定による認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書 第九号

様式

十四 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項の規定による

鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書 第六号様式

第二十三条第一項中「前条第十七号及び第十九号から第三十四号まで」を「同条第二

十四号及び第四十号から第四十五号まで」に改める。

第二十五条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

同表中「第二十一条第十七号」を「第二十一条第二十四号」に、「第二十一条第十八号」を「第

十二条第二十五号」に、「第二十一条第十九号から第二十八号まで」を「第二十一条第三十号か

ら第三十七号まで」に、「第二十一条第三十号から第三十四号まで」を「第二十一条第四十

号から第四十五号まで」に改める。

第二十一条第三十号(㏍)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟

の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理

並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同(㏍)中「愛が

ん」を「愛玩」に改め、同(㏍)中「記載する」を「ものとし、この場合には、

当該銃器の所持について現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定

による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記載する」を「四、同(㏍)中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理」に改め、同(㏍)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理」に改め、同(㏍)中「記載する」を「ものとし、この場合には、当該銃器の所持について現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記載する」を「四、同(㏍)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第二十三条第一項中「従事者証」を「認定証」に、「販売許可証」を「麻酔

銃許可証」に改め、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護

及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「第24条第6項」を「

第38条の2第7項(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規

則第19条の9第3項)を改め、同(㏍)中「記載する」を「ものとし、この場合には、

当該銃器の所持について現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定

による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(当該許可が同項第2号の規定による

ものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する

人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記載する」

を「四、同(㏍)中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「

の管理」に改め、同(㏍)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の

保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、

同(㏍)中「記載する」を「ものとし、この場合には、当該銃器の所持について現に受

けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番

号及び交付年月日(当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者

届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)を記載する」を「四、同(㏍)中「による

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理」に改め、同(㏍)中

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

第十二号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定める「回覧表」は、

第十二号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定める「回覧表」は、

第十三号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

第十四号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に定める「回覧表」は、

第十五号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定める「回覧表」は、

第十六号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定める「回覧表」は、

第十七号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

第十八号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「写真ちよう付欄」及び「写真貼付欄」及び「青森県収入証紙ちよう付欄」及び「青森県収入証紙貼付欄」に定める「回覧表」は、

第十九号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「放鳥獣猟区の区域の登録の有無」

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める「回覧表」は、

(3) 同項第9号に該当する場合 その捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、当該認定鳥獣捕獲等事業者が作成する捕獲従事者であることを証する書面、申請前1年以内に県内において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類及び当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し又はこれに準ずる書面

第十二号の書面

第十二号の書面

適性検査の結果	視 力	聴 力	運動能力

と

適性検査の結果	視 力	聴 力	運動能力
適性検査の免除			

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
 「青森県収入証紙ちよう付欄」や「青森県収入証紙貼付欄」
 中「楷書で明瞭に」や「楷書で明瞭に」
 適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
 第十三号の書面

第十三号の書面
 管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
 第十四号の書面

第十四号の書面
 管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
 第十五号の書面

第十五号の書面
 保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
 「青森県収入証紙ちよう付欄」
 や「青森県収入証紙貼付欄」
 正化に関する法律」
 「なし」や「無」
 「あり」

第二種銃猟免許	知事	年 月 日	取消し
---------	----	-------	-----

第一種銃猟免許	知事	年 月 日	取消し
(6) 受けようとする適性検査の日時及び場所			
日 時			
場 所			

「はった」や「貼った」
 第十四号の書面
 第十五号の書面
 「楷書で明瞭に」
 「楷書で明瞭に」
 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
 第十四号の書面
 第十五号の書面

第15号様式(第2条関係)
(その1)

青森県知事 殿

年 月 日

住 所
(電話番号)
氏 名
職 業
年 月 日 生

麻酔銃猟許可申請書

住居集合地域等における麻酔銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1	使用する麻酔薬の名称及び量	
2	住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならぬ理由	
3	捕獲等しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	捕獲等しようとする区域	
5	捕獲等しようとする鳥獣の種類及び数量	羽(頭)
6	危害の防止のための措置	
7	使用する麻酔銃の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 号 年 月 日交付

- 注1 1の欄には、使用する麻酔薬の名称又は主成分及び1発射当たりの施用量を記載すること。
- 2 7の欄には、使用する麻酔銃の所持について現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(当該許可を受けた者以外の者が当該許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合には、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書(番号及び交付年月日を含む。)を記載すること。
- 3 捕獲等しようとする場所を明らかにした図面(5万分の1以上の地形図)を添付すること。
- 4 共同で捕獲等しようとする場合は、氏名欄に「ほか〇人」と併記し、麻酔銃猟許可申請者名簿(その2)を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

麻酔銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等しようとする鳥獣の数量	使用する麻酔銃の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日	備考
			年 月 日	羽(頭)	第 年 月 日交付	第 年 月 日交付	
			年 月 日	羽(頭)	第 年 月 日交付	第 年 月 日交付	
			年 月 日	羽(頭)	第 年 月 日交付	第 年 月 日交付	

- 注1 使用する麻酔銃の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日の欄には、使用する麻酔銃の所持について現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
- 2 人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日の欄には、1の許可を受けた者以外の者が当該許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にのみ記載するものとし、この場合には、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(5) 認定証の番号及び交付年月日	第 号 年 月 日交付
-------------------	-------------

- 注1 (1)は、捕獲等をする全ての鳥獣について、捕獲等の方法ごとに、該当する番号を○で囲み、又はその種類を記載すること。
- 2 (2)の夜間銃猟の実施の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 (5)は、認定の有効期間の更新を受けようとする場合にのみ記載すること。
- 4 捕獲従事者名簿（その2）のほか、次に掲げる書類を添付すること。ただし、認定の有効期間の更新を受けようとする場合は、既に提出している書類の内容と変更がないものの添付を省略することができる。
- (1) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
 - (3) 雇用契約書の写しその他の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
 - (4) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
 - (5) 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる業務を実施する旨を誓約する書面
 - (6) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
 - (7) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等しようとする場合にあっては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
 - (8) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した省令第19条の4第1項第6号の救命救命に関する知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
 - (9) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
 - 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習
 - 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習
 - 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が省令第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類
 - 省令第19条の7の研修に関する計画書
 - 省令第19条の8第1号の実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
 - 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 省令第19条の8第4号の損害保険契約に係る書類の写し
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - 認定の有効期間の更新を受けようとする場合にあっては、鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施状況に関する報告書
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃砲の種類	夜間銃猟をする者	救命講習の有無	備考
	年月日	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許				
	年月日	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許				
	年月日	網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許				

- 注1 狩猟免許の種類は、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類を○で囲むこと。
- 2 銃砲の種類は、捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業に使用する銃砲の種類を全て記載すること。
- 3 夜間銃猟の欄は、実際に夜間銃猟をする者に○印を付すこと。
- 4 救命講習の有無の欄は、救命講習を受講した者に○印を付すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式 (第2条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
(電話番号)
名称及び代表者の氏名

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

鳥獣捕獲等事業の変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項において準用する同法第18条の3第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 認定証の番号及び交付年月日 第 号 年 月 日交付
- 2 変更の内容 新 旧
- 3 変更予定年月日 年 月 日
- 4 変更の理由

注1 鳥獣捕獲等事業認定申請書の添付書類のうち、変更に係るものを添付すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式 (第2条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
(電話番号)
名称及び代表者の氏名

鳥獣捕獲等事業軽微事項変更届出書

鳥獣捕獲等事業を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定証の番号及び交付年月日 第 号 年 月 日交付
- 2 変更の内容 新 旧
- 3 変更(予定)年月日 年 月 日
- 4 変更の理由

注1 鳥獣捕獲等事業認定申請書の添付書類に変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事務所の所在地
(電話番号)
名称及び代表者の氏名

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定証の番号及び交付年月日 第 号 年 月 日交付
- 2 廃止年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 地 域 県 民 局

鳥獣保護員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

鳥獣保護員に関する規程の一部を改正する訓令

鳥獣保護員に関する規程（昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣保護管理員に関する規程

第一条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第三条から第七条までの規定中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第八条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同条第一号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改める。

第九条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第十条中「鳥獣保護員は、鳥獣保護員の証」を「鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理員の証」に改める。

第十一条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

別記様式中「鳥獣保護員である」を「鳥獣保護管理員である」に、「鳥獣保護員に関する規程」を「鳥獣保護管理員に関する規程」に、「鳥獣保護員は」を「鳥獣保護

管理員は、「ㄱ」鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」ㄱ 「加工品」を「その加工品」ㄱ 「き損した」を「毀損した」ㄱ 「鳥獣保護員の身分」を「鳥獣保護管理員の身分」ㄱ 「鳥獣保護員の証」を「鳥獣保護管理員の証」ㄱ改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十九号（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

前文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第三号口中「くずか」を「くず籠」に改め、第四号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改め、同号イ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号ト中「放送の」を「基幹放送の」に、「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送施設」を「有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭